

兵庫県高校生向けヤングケアラー実態調査業務仕様書

1 業務の名称

兵庫県高校生向けヤングケアラー実態調査業務（以下「本業務」という）

2 目的

本業務は、県内高校生を対象に、ヤングケアラーのケア状況、日常生活への影響、支援ニーズ等を把握することにより、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることを目的に、WEBを利用した実態調査等を実施する。

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4 業務構成

（1）実態調査業務

（2）実態調査支援業務

5 業務内容

（1）実態調査業務

ア 調査票の作成

受託者が調査依頼文、質問項目、設問の語句、表現及び選択肢の配列等について検討し、県と協議のうえ修正を行い、調査依頼文及び調査票を作成する。

調査票は一般高校生用と特別支援学校の高等部生徒用を別々に作成すること。

（ア）一般高校生用

質問項目数は20～30問程度を目安とする。

（イ）特別支援学校の高等部生徒用

一般高校生用よりも平易な内容とすること。

イ 調査対象

県内高校に在学する全生徒（見込：220校・132千人）

（※特別支援学校の高等部生徒見込：45校・3千人）

ウ 調査方法

各校を通じて生徒に調査依頼文※を配布し、WEB上の調査を行う。

発送元は兵庫県の受託調査であることが明らかとなるような宛名とし、受託者の負担で各校へ発送すること。

※調査依頼文の仕様：A4.4C.片面1枚。イラスト等を添えて視認性を高めることにより

生徒の回答を促すようなデザインとすること。（校正1回）

エ 調査期間

令和8年7月から8月まで（予定）

オ アンケート回答の集計・分析

（ア）集計

集計分析を行い、設問毎の単純集計の他、県の指示に基づき必要なクロス集計を行う。

（イ）グラフ作成

全体版・市町毎・学校毎にそれぞれ集計結果をとりまとめ、分析用の各種グラフを作成する。

カ 報告書の作成

上記オの集計・分析を踏まえ、報告書を作成すること。なお、報告書等の作成にあたっては、次の点に留意すること。

（ア）全体版・市町毎・学校毎の分析を踏まえた報告内容とすること。

（イ）単純集計及びクロス集計についてコメントを作成すること。

（ウ）必要に応じグラフ等を使用すること。

（エ）今後の事業展開に向けた課題をまとめること。

（オ）上記業務に必要な打ち合わせを県担当職員と隨時行うこと。

（2）実態調査支援業務

ア WEB回答フォームの構築

Microsoft Edge、Google Chrome 等主要なブラウザに対応したWEB回答フォームを準備・構築し、簡易な方法で集計等ができるようにすること。

イ WEB回答フォームの仕様は以下の要件を満たすこと。

（ア）PC、タブレット、スマートフォン全てのデバイスでデザインの崩れなく表示され、回答が可能であること。また、レスポンシブ Web デザイン等を採用し、モバイル端末からのアクセス時においても、利用者にとって快適に閲覧できる Web デザインの設計を行うこと。

（イ）回答者が選んだ選択肢によって、次質問以降の特定の質問のスキップができること。

（ウ）必須チェック、最大文字数のチェックなど、必要な入力チェックが行われること。

（エ）すべての設問、選択肢にルビ（ひらがな）を降ることができること。

（オ）途中で離脱した場合に、回答を再開できる仕組とするとともに、1人のものが複数回の回答を防ぐ手法を講じること。

（カ）各設問に画像を挿入できること。

（キ）WEB回答フォームに遷移する前に、アンケート回答にあたっての案内ページを自由な形式で表示できること。（表示内容は県と協議の上作成）

（ク）アクセスが集中しても処理可能な手法を講じること。

（ケ）セキュリティに関して万全の対策を講じること。

（コ）アンケートの回答結果が保存されるデータベースは国内に配置すること。

- (ア) アンケートで入力された個人情報は暗号化された状態でデータベースに保存されること。
- (イ) クラウドサービスについては、ISMAP、ISO/IEC27017 又は ISO/IEC27001 を取得していること。又は、それらに相当するセキュリティ管理を行っていることを証明する資料等を提出すること。
- (ウ) 動作確認テストについて、受託者側でのテストの実施・報告及び県側での受入れテスト（県担当職員による動作確認）の支援を行い、権限設定状況等の確認を十分に行うこと。
- (エ) サービス終了後のデータ消去については、データ消去証明を提出すること。なお、ISMAP 管理基準マニュアル（令和 6 年 7 月 1 日）に定める暗号化消去法（元のデータを暗号化した後、暗号鍵を消去し、元のデータの復号を不可能とする方法）による消去も可とする。
- (オ) インフラ環境にクラウドを利用する場合には、クラウドサービス利用のためのネットワークを設計すること。
- (カ) 上記業務に必要な打ち合わせを県担当職員と隨時行うこと。

ウ 事前学習素材の作成

調査対象の高校生が、ヤングケアラーについて端的に理解できる事前学習素材を作成すること。（内容については別途協議）

エ その他支援方策の提示（任意事項）

県が本調査結果を踏まえてヤングケアラーやその家族に必要な支援を的確に行えるよう、県への支援方策を提案すること。（内容については別途協議）
なお、本提案は任意事項とし、提案無しも可とする。

6 スケジュール

本業務実施に係るスケジュールは、概ね以下のとおりとする。

受託者は、下表及び企画提案に基づき本業務を実施すること。

時期（目安）	内容
令和 8 年 4 月	契約締結
令和 8 年 7 月上旬	各学校へ調査依頼文等発送
令和 8 年 7 月下旬～8 月下旬	調査実施
令和 8 年 9 月末	調査報告書（速報）の提出（中間報告）
令和 8 年 11 月末	調査報告書の提出（最終報告）

7 成果品

（1）電子データー式（CD-R に格納）

- ・調査に使用した調査依頼文、調査票（Word・PDF）
- ・入力フォームのデータ（PDF）
- ・調査票の回答内容をとりまとめたデータ（Excel）
- ・単純集計、クロス集計（Excel）

- ・調査報告書データ（Word・PDF）
- ・設計図書、完成図書等（PDF）

（2）紙資料

調査報告書（冊子3部 ※モノクロ印刷、校正1回）

8 その他留意事項

- （1）本業務の実施にあたり、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」を遵守すること。
- （2）受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- （3）受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、県と連絡調整を行わなければならない。
- （4）受託者は、専門的知識、幅広い識見及び豊かな経験等を最大限に発揮できるように、業務遂行に適した資質・能力をもつ者を配置すること。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、県の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- （5）著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は県に帰属すること。
- （6）本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- （7）受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は委託契約金額に含まれるものとし、県は契約金額以外の費用を負担しない。
- （8）業務委託の検収に当たっては、受託者は設計図書、完成図書等の一式を納品し、県担当課においてシステム構成を把握できるようにすること。
- （9）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者が別途協議する。